

泉南市行政評価第三者評価委員会公募委員の選考実施要領

(目的)

第1条 この要領は、泉南市行政評価第三者評価委員会（以下「委員会」という。）の公募委員を選任するにあたり、必要な手続を定めることを目的とする。

(委員の役割)

第2条 委員の役割は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 行政評価制度の改善等に向けた検証を行うこと
- (2) 市が実施した行政評価結果について評価を行うこと

(応募の資格)

第3条 公募委員の応募資格は、次の各号のいずれにも該当することを要する。

- (1) 令和8年4月1日時点で、市内に1年以上在住していること（見込み含む）
- (2) 令和8年4月1日時点で、年齢が満18歳以上であること（見込み含む）
- (3) 市の他の委員会又は審議会等の委員でないこと（ただし、2機関以内は可とする）。
- (4) 国会、大阪府議会もしくは泉南市議会の議員及び泉南市役所の職員でないこと
- (5) 泉南市自治基本条例第9条に規定する責務を遵守していること

(応募の方法)

第4条 委員の募集にあたっては、必要事項等を市ホームページ等により市民に周知する。

2 応募期間は、令和8年1月5日（月）から令和8年1月23日（金）とする。

3 応募しようとする者は、所定の申込書（様式1）を提出期限までに提出するもの。

(選考委員会の設置)

第5条 公募委員の選考を行う組織として、泉南市行政評価第三者評価委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第6条 選考委員会の委員は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 総務部長
- (2) 総務部参与
- (3) 行政経営部長
- (4) 総務部行財政改革課長

(選考委員会の委員長)

第7条 選考委員会の委員長は、前条第1号に掲げるものをもってあてる。

2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

(選考方法)

第8条 公募委員の選考は、選考委員会において応募者から提出された書面の審査及びその他の方法により総合的に選考を行う。

2 選考にあたっては、上位1名を選考し登録するものとする。

(選考基準)

第9条 選考の基準は、次の各号に掲げる項目に沿って5段階の評価基準のいずれかに該当するかを評価する。

(1) 選考基準

①応募動機の明確性

委員に応募した動機が誠実であり、かつ明確で説得力があること。

②積極性及び協調性

積極的に建設的な発言が期待されるとともに、組織の一員として協調性を保つことができるこ
と。

③応募文の論理性及び構成力

文章の構成や論理の展開が適切であること。

(2) 評価基準

①全くそのとおり

②そのとおり

③標準

④そうではない

⑤全くそうではない

(結果の通知)

第10条 公募委員の選考結果は、速やかに応募者全員に書面で通知する。

2 選考結果の開示は、本人からの直接の請求により総合点及び順位のみの開示とする。

(庶務)

第11条 選考委員会に関する庶務は、行財政改革課行政評価第三者評価公募委員の選考事務局が処理
する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、選考委員会の協議によ
り定める。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

この要領は、令和7年1月6日から施行する。

この要領は、令和8年1月5日から施行する。